

岩手医科大学産学官連携ポリシー

I. 産学官連携に対する基本的な考え方

岩手医科大学の「建学の精神」は、医学教育、歯学教育、薬学教育及び看護学教育を通じて「誠の人間」を育成することです。

すなわち、まず人としての教養を高め、十分な知識と技術とを修得させ、更に進んでは専門の学理を究め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斬道の進歩発展に貢献させること、これが本学の使命とする所です。

また、現代の大学は、将来を担う人材の育成と学術研究を通じた「知」の創出という長期的視点からの貢献だけでなく、社会との交流を広く行うことを通じて自らの研究成果を社会に還元して人類の福祉と社会の進歩に貢献することが求められています。

そこで、岩手医科大学は、産業界、官界等の学外機関との交流を、積極的に推進し、大学の基本的かつ伝統的な使命である教育と研究に加え、それらの成果を社会に還元し、貢献することを重要な使命と位置付け、取り組んでいかなければなりません。

以上のことから、岩手医科大学は、大学に対する社会からの様々な期待が一層増してきていることを認識した上で、新たな時代を牽引する産学官連携と社会貢献を追求し、社会的存在としての大学の役割を果たすため、次のポリシーを定めます。

1. 社会への貢献

医療系総合大学としての独自性とメリットを活かし、受託研究・共同研究・技術移転等の実施を通じて地域産業・経済と積極的に連携・協力し、社会に貢献します。

2. 産学官連携推進体制の充実

大学の知のポテンシャルを活かした産学官連携を戦略的に推進し、学術研究の振興と成果の社会還元を図り統括するため研究開発・共創センターを設置し、産学官連携推進体制を充実させます。

3. 人材の育成

岩手医科大学における産学官連携活動に関する意識を高め、産学官連携に携わる人材の育成に努めます。

4. 社会に対する信頼性の確保

透明性の高い産学官連携を推進するため、産学官連携活動で必然的に発生する利益相反等に関する規程等を整備し、適正なマネジメントを行うことによって社会に対する責任を果たします。

II. 知的財産に対する基本的な考え方

岩手医科大学が産学官連携によって社会に貢献するには、優れた教育・研究を行うだけでなく、それらの成果を知的財産として保護するとともに適切に管理し、それが社会で有効に活用され、ひいては発明者等へインセンティブを付与することが最も重要であると考えます。

岩手医科大学で創出された知的財産が、新産業の創出や技術革新等に寄与し、その成果が岩手医科大学や教職員に適切に還元されれば、次の教育・研究活動を励起させることができ、それにより更に新しい知的財産が創出されるという知的創造サイクルの一翼を担うことができます。また、教職員が産学官連携活動を通じて、社会や産業界の具体的なニーズを把握し、それを解決するステップを経ることで新たな研究成果たる知的財産を創出することが可能となるばかりでなく、結果、学生等へ教育面での副次的効果も期待できます。

よって、岩手医科大学は、以上のような知的財産の取扱いについて、別途職務発明規程を整備し、教育・研究成果の創出から保護、管理および活用に至るまで、組織的かつ適正に取り組んで行くために、次のポリシーを定めます。

1. 知的財産とは

岩手医科大学から創出される「知的財産」とは、発明および特許権、考案および実用新案権、意匠および意匠権、商標および商標権、半導体集積回路および回路配置利用権、植物新品種および育成者権、著作物（データベースおよびプログラムを含む。）および著作権、研究開発成果としての有体物、技術情報ならびにノウハウ等のうち財産的価値を有するものを言います。

2. 知的財産の帰属

教職員等が創出した職務発明に関する権利は、学校法人岩手医科大学に権利が承継されます。また、職務発明の発明者に対しては、別に定める規程に基づき補償します。

3. 知的財産の創出

岩手医科大学における学術研究を通じて、産学官連携の基礎となる優れた知的財産の創出に努めます。

4. 知的財産の出願から活用まで

研究開発・共創センターは、方針に基づき、教職員等が創出した研究成果を戦略的かつ総合的に研究の進展や市場ニーズを踏まえた上で出願・管理を行い、それを企業等への移転を推進するとともに、国内外の研究機関はもとより産業界との積極的な連携・協力を行うことにより、岩手医科大学の研究活動の活性化を図り、経済の発展お

よび学術の進展のためのワンストップサービスを提供します。

5. 知的財産の厳密な管理および守秘義務

知的財産に関する情報については、厳密な管理の下に保管されなければなりません。また、知的財産に関する情報を知り得た者は、その知的財産について必要な期間その秘密を守らなければなりません。

6. 学生に関する取扱い

大学学部生および大学院生（以下「学生」という。）が岩手医科大学における施設・設備等を利用して研究活動を自ら実施し、または参画して知的財産を創出した場合は、学生に対して届出を要請するとともに、職務発明規程に準じた取り扱いにより知的財産権の取得に努めるものとします。

ポリシーの適用時期

本ポリシーは、平成 19 年 4 月 1 日より適用します。

本ポリシーは、平成 28 年 12 月 6 日より適用します。（学生に関する取扱いの改正）

本ポリシーは、令和 4 年 9 月 22 日より適用します。（産学官連携体制の充実に係る目的の明確化に伴う改正）

本ポリシーは、令和 5 年 4 月 1 日から適用します。（知的財産本部及びリエゾンセンターの組織改編に伴う改正）。